

2 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、許可を受けようとする建設業者の設ける営業所（※）の所在地の状況によって、「大臣許可」と「知事許可」に区分されます。

大臣許可 … 2つ以上の都道府県に営業所を設ける場合

知事許可 … 1つの都道府県に営業所を設ける場合

- ※ 営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。
- ※ 本店又は支店が、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の支店、営業所等に対して、請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば建設業法上の営業所に該当します。
- ※ 建設業の許可を受けた業種について、軽微な建設工事のみを行う営業所も建設業法に規定する営業所に該当します。

(2) 特定建設業の許可と一般建設業の許可

[特定建設業の許可] … 発注者から直接請負う1件の建設工事について、下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が4,000万円（建築一式工事においては、6,000万円）以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの。

[一般建設業の許可] … 特定建設業の許可が必要な工事以外の工事のみを施工しようとするもの。

※ 特定建設業の許可の制度は、下請負人の保護などを目的に設けられているもので、一般建設業の許可に比べて、より厳しい基準と法令上のいくつかの義務が付加されます。

<特定建設業の許可が必要な場合>

例) (元請) (1次下請) (2次下請)
発注者 → **A社** → **B社** → **C社**
(土木一式工事を2億円で発注) (B社へ7,000万円の下請け) (C社へ4,500万円の下請け)
⇒ A社は特定建設業許可が必要。B社とC社は一般建設業許可でよい。
(B社からC社への下請金額は4,000万円以上ですが、元請ではないため特定建設業の許可は必要ありません。)